

令和3年度 事業計画書

社会福祉法人よいち福祉会

目 次

法人本部	1
特別養護老人ホーム フルーツ・シャトーよいち	4
地域密着型特別養護老人ホーム ゆうるり	9
デイサービスセンター フルーツ・シャトーよいち	13
デイサービスセンター ぷらっとよいち	17
デイサービスセンター よいち銀座はくちょう	20
高齢者グループホーム フルーツ・シャトーよいち	24
ヘルパーステーション ふる一つ	27
フルーツ・シャトーよいち訪問看護ステーション	30
小規模多機能型居宅介護事業所 ほっとハウス・よいち	32
サービス付き高齢者向け住宅 ふる一つの郷	35
サービス付き高齢者向け住宅 ぬくもりの郷	37
居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいち	39
余市町地域包括支援センター	42
介護総合相談スペース あったか	46
余市町訪問配食サービス事業	47
介護職員初任者研修事業所 フルーツ・シャトーよいち	48
児童養護施設 櫻ヶ丘学園	49
地域小規模児童養護施設 さくら	51
児童養護施設 北海愛星学園	52
児童福祉施設 にき保育園	54
地域子育て支援拠点 おおきな木	56

令和3年度 社会福祉法人よいち福祉会 事業計画書

○重点的な取組み

(1) 法人機能の強化及び公益事業の取組推進

- ア. 法人合併により高齢者や児童といった法の枠に捉われない総合的・複合的な福祉サービスの実施を研究検討し、後志地域広域に渡る法人としての独自性を最大限に発揮して経営基盤の強化に繋げる。
- イ. 社会福祉法人としての社会公益事業の新規取組を企画開発するとともに、現在行っている高齢者見守りシステムの更新、介護職員初任者研修において低所得者に対する受講料の減免、サ高住「ぬくもりの郷」において生活保護者の受入れ、広域的な介護相談事業所あつたかの利用拡大など、関係機関と連携を図りながら地域に貢献できる事業を一層進める。又、地域子育て支援拠点「おおきな木」での地域への絵本の貸し出し、社会的養護における里親支援、地域交流促進のための場の提供などを蘭越町においても実施を検討し、社会福祉法人としての役割を積極的に果たす。

(2) 法人運営の強化とサービスの質の一層の向上

- ア. 法人合併の大きな目的である高齢者と児童が交流することで、高齢者の心身の活性化を図り、児童の健全な育成に資するような取組みを一層推進する。
- イ. 法人単位、事業所単位のBCPを早期に策定し、災害などが発生しても利用者安心して生活できる体制を構築する。
- ウ. 外部評価の実施などサービスの質の向上を図る取組みを一層推進し、その取組み内容を適時に情報発信し、法人への信頼を高める取組みに努める。

(3) 人材確保及び人材育成の取組の推進強化

- ア. 人材確保については、特に採用が厳しい介護現場の職員確保に向けて、外国人技能実習生の受入、特定技能による外国人人材の受入れを推進するとともに、地域における外国人介護人材の受入れの中心となるような取組を行う。昨年度設立した小樽・北後志外国人介護人材受入協議会で今年

度中の人材受入を目指す。また、外国人に対する日本語学校設立なども検討する。

イ. 介護の魅力フェアについては地域全体の取組として実施できるよう地域行政を巻き込んだ事業になるよう検討する。

ウ. 子育て世帯や単身子育て世帯への待遇見直しを進め、法人として子育てをする職員への支援を強化するとともに、働きやすい環境を整備することで職員確保に繋げる。

エ. 地域の学校と連携を強化し、児童、生徒に対する介護教育を推進することで、地域の介護人材育成を進める。

オ. 非常勤職員など資格を有していない職員採用を進め、法人で資格取得を支援するなど採用後の人材育成を一層進める。

カ. 非常勤職員に対するキャリア形成を明確にし、資格取得、一定の基準に達したスキルなどを適切に評価することで、人材育成とサービスの質の向上に資する。

(4) 北海愛星学園改築事業等児童福祉事業の充実計画の推進

ア. 老朽化している北海愛星学園の改築については年度中に基本設計を完了し、令和5年度整備実現に向けて法人として最大限の努力を払い、児童の健全育成の環境充実に努める。

イ. 児童養護施設の小規模化・地域分散化を推進し法人2か所目となる地域小規模児童養護施設の開設準備を進める。合わせて、中期的な既存建物の修繕。長期的に社会ニーズに適した改築・増築等の実現を目標に計画策定を進める。

ウ. 保育園の老朽化と地域の子育てニーズに対応した仁木町における新たな施設建設に協力し、在宅子育て家庭・学童保育・保育事業を総合的に支援できる体制づくりに取り組む。

エ. 北後志における児童家庭支援センター設置への取り組みと開設を目標に準備を進める。

(5) 職場環境の改善

ア. 法人合併後においては法人内の職員融和を重要課題として位置づけ、雇用者満足を高めるために、労働条件の改善を進めて、働きやすい職場環境を構築する。

- イ. 合併後においては異なる分野の知識取得を支援するために職員研修を積極的に進める。
- ウ. 職務に直接関連する資格取得の学習等に対して、法人として積極的に支援する。

令和3年度 介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホーム フルーツ・シャトーよいち
事業計画書

○今年度の取組みの概要

今年度は、令和3年度の介護保険制度の改正に基づき、LIFEへの登録を行い、ADLの維持向上に向けた科学的介護（入居者の心身機能などの情報を国へ定期報告、評価を受け、個別介護の見直しに繋げるシステム）に取り組む。また、無資格職員の認知症介護基礎研修の受講、看取り介護の一層の推進、褥瘡予防などの重度化防止、感染対策の強化等に取り組む。

人材確保の課題については、一昨年12月に採用したEPAフィリピン介護福祉士候補生の資格取得へ向けた学習支援を継続する。

また、地域人材という観点からは小・中・高校と、高齢福祉に関心を持ってもらうための連携活動を一層進め、職業体験を含めた事業である介護の魅力フェアについても実施する。

サービスの質の向上については、苦情や事故、利用者からの聞き取りを元に接遇や介護方法の改善を行うとともに、サービスの第三者評価受審を計画する。ほか福祉用具の取り入れ、介助方法の見直しにより、職員と利用者の身体への負担（腰痛予防と入居者の身体拘縮改善）軽減を進める。

○重点的な取組み

- (1) ケアの質向上に向けたLIFE（科学的介護情報システム）への登録と科学的介護推進体制加算の取得
 - ア. 入所者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況など入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、評価を受けケアプランへの反映、個別ケアの改善に取り組む。
- (2) 外国人人材の育成及び定着へ向けた取組み
 - ア. EPAフィリピン介護福祉士候補生の日本語のさらなる習得と国家試験合格のための学習支援を継続的に行う。
 - イ. フィリピン技能実習生の受け入れ体制を整備する。

(3) 人材育成のための職員研修とスキルアップの支援

- ア. 利用者・職員にとって負担の少ない介護方法の学習を継続し定着させる。そのための研修を継続的に行う。
- イ. 施設内外の各研修会に積極的に参加させ、業務に対する知識・技術の向上に努めるとともに職員全体のレベルアップを図る。特に認知症ケアについての研修に参加させる。
- ウ. 介護福祉士取得へ向けた模擬試験の実施、学習場所の提供など、施設として資格取得の支援を行う。

(4) サービスの質の向上

- ア. ノーリフトケア（持ち上げない・抱えない・ベッド上で引き摺らない介助）を推進し、利用者の移乗・移動・体動の際の負担を少なくし、快適な生活が送れるように支援する。
- イ. 家族への日々の連絡、家族懇談会などでの情報交換により、施設で行っていることを積極的に発信し、家族との良好な関係を構築する。
- ウ. 季節に応じた行事、また、入居者・家族・地域との交流が深まる行事を実施する。
- エ. 利用者からのサービス満足度の聞き取りにより、特に接遇や介護方法の改善を行う。利用者の気持ちを一層尊重した支援を提供する。また今年度はサービスの第三者評価を計画する。
- オ. 認知症に関わる研修（実践リーダー・実践者研修等）に積極的に参加させ、認知症対応の強化に努める。
- カ. 多職種連携により定期的に褥瘡リスクの点検を行い、重度化防止に取り組む。

(5) 入居稼働率向上の運営

- ア. 入院期間の長期化が予想される場合には、早期に退所調整を実施する。入院者の個々の治療経過を常に把握し、空床日数が減少するように取り組む。
- イ. 転倒事故による入院についても防ぐことが出来るよう故

の予見活動の取り組み、転倒については痛み・腫れなどの実害が最小限になるような対応を進める。

- ウ. 特養の関係機関である余市協会病院、老人保健施設よいちとのネットワークを強化、入所ニーズを収集しておくことで、空床時に迅速な入所に繋げる。
- エ. 要介護1・2の申込者の情報を収集し、特例該当者がいる場合には、特例該当の認定申請を自治体に対して速やかに行い、入居待機者確保に努める。

(6) 地域貢献と将来的な人材確保へ向けた取り組み

- ア. 学生のボランティアを積極的に受け入れる。高齢者福祉の仕事に就職したいと思えるような取組を行う。
- イ. 将来的な人材確保を目的として、地域の学生などを対象に「介護の魅力フェア」を実施する。介護体験の機会を通じて興味関心が高まるような内容を企画、実施する。
- ウ. 小学校・中学校・高等学校との関係作りを積極的に行い、総合授業への参加依頼等、高齢者福祉の仕事が身近に感じられるような取組を推進する。

(7) サテライト特養ゆうるりとの連携

- ア. ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型）ゆうるりの運営について、人材、研修などの面から支援し、運営が安定し続けるようバックアップする。

(8) 看取り介護の一層の推進

- ア. 厚生労働省から示されている「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセス（本人の意思・決定に基づくケア）に関するガイドライン」等の内容に沿い、看取り介護の質を高め、最後まで入居者の生活を支える体制を強化する。

(9) 入居者の日課計画を生かした支援

- ア. 在宅にいた頃の生活習慣等の情報を施設での暮らしに生かしながら支援する。特に入居者の日課を重視した、その人に合った支援、より楽しく生活できるような支援を行う。
- イ. 入居して1週間、ひと月後に入居者や家族に聞き取りを行い、施設での日課・暮らしの評価・感想・意見を伺い、希望や状態に応じた支援を行う。

(10) 食事内容・提供方法の改善の推進

- ア. 給食会議では「美味しい食事」を常に目標として多職種で協議する。定期的に会議参加者で試食、食器の点検を実施し、見た目や味、食器の適正について意見交換を行い、食環境を改善する。
- イ. 可能な限り普通食を食べもらうことを目標に置く。嚥下咀嚼機能の評価を行い食事形態のアップを目指す。
- ウ. 季節の行事食では旬の食材を献立に取り込み、季節感を楽しんで頂く。またお品書きなどを作成し、食事・季節をより楽しめるための雰囲気作りを行う。
- エ. 入居者個別の栄養プランに基づいた食の提供をすると同時に、食事量の把握・体重管理を適切に実施する。
- オ. 嗜好調査を実施し、入居者の希望や意見をより一層取り入れた食事提供を行う。又、普段の食事提供においても利用者の方から意見をいただけるよう体制を整備する。

(11) 苦情相談対応と苦情内容・対応の公開

- ア. 苦情や意見を積極的に拾い上げ、サービスの質の改善に繋げ、一層利用者主体のサービスになるよう取り組む。
- イ. 苦情相談の内容、対応経過についての取組みを利用者、家族、地域住民に積極的に発信し、より透明性の高い施設運営に取り組む。

(12) 感染症と緊急時の対応力強化

- ア. 新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合でも、介護サービスが継続的に提供出来る様、マニュアルの徹底

化、研修の実施、感染が出た場合を想定したシュミレーション（ゾーニング方法の周知、防護服着用の方法習得など）を行い、感染防止対策に万全を期す。

- イ. 緊急時に適切な対応ができるよう、介護職員の基礎的な医療知識向上・応急処置（胸骨圧迫とAED）の習得に努める。

(13) 防災対策の推進・強化

- ア. 非常食・緊急医療品・懐中電灯等の常備、施設内外の危険箇所の点検・改善等防災対策を徹底する。
- イ. 施設設備が完全に機能するよう、点検・整備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないよう努める。
- ウ. 原子力災害・火災、地震などの災害が発生した場合、入居者・利用者の安全確保に迅速に対応できるよう、余市町と協力しながら避難計画案を策定する。

(14) 情報公開と広報活動（HP含む）の活性化

- ア. 施設運営の情報（苦情・事故、取組）をホームページへ掲載・ブログの更新等により積極的に公開していく。
- イ. 求人活動の一環として、ホームページの内容を一層活性化させる。

令和3年度 域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所
地域密着型特別養護老人ホーム ゆうるり
事業計画書

○今年度の取組みの概要

今年度は、令和3年度の介護保険制度の改正に基づきLIFEへの登録を行い、ADLの維持向上に向けた科学的介護（入居者の心身機能などの情報を国へ定期報告、評価を受け、介護見直しに繋げるシステム）に取り組む。また、無資格職員の認知症介護基礎研修の受講、褥瘡予防などの重度化防止、感染対策の強化等にフルーツ・シャトーよいちと協働しながら取り組む。

○重点的な取組み

- (1) ケアの質向上に向けたLIFE（科学的介護情報システム）への登録と科学的介護推進体制加算の取得
 - ア. 入所者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況など入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、評価を受けケアプランへの反映、個別ケアの改善に取り組む。
- (2) 地域交流の推進
 - ア. 地域の子供や住民が、共生スペース「いこい」を気軽に利用できる環境作りを進める。また、その場所で入居者と住民・子供の触れ合い・交流の機会を作り、一層の生活活性化を目指す。
 - イ. 地域と交流する行事の企画、また地域の行事に参加し、施設と地域の関係が一層良好になるよう努める。
 - ウ. ボランティアの発掘、受入れ活動を推進し、入居者に地域との接点を感じていただくような機会を一層作る。
 - エ. 小中学校に訪問し、総合学習での講話をさせていただく依頼をする、行事の手伝いを応募するなど、施設との関係構築に努める。

(3) 本体特養フルーツ・シャトーよいちとの連携強化及び職員のスキルアップ

- ア. 本体特養とサテライト特養の協力体制の強化を図る。特に介護の方針、接遇の在り方、事故や苦情の対応などの対応について共有すると同時に、職員研修の実施等により、職員のスキルアップに取り組む。特に認知症ケアについての研修（実践リーダー・実践者研修等）に参加させる。
- イ. 本体の介護支援専門員、栄養士などと連携をとり、入居者の状態に応じた適切なケアマネジメントを実施する。
- ウ. 職員配置においてもは本体特養とゆうるり職員の交換研修など、協力体制を強化する。

(4) 積丹町立国民健康保険診療所と余市協会病院との連携

- ア. 積丹診療所医師の定期的な往診のほか、必要に応じて余市協会病院と連携をとり、入居者の健康保持に努める。

(5) 透明性のある運営

- ア. 地域密着型サービスに実施が義務付けられている運営推進会議において、特養の活動報告を実施する。運営に対し、入居者家族、住民代表、町職員からの意見、評価をもらうことで、運営内容の共有、そして地域との関係を構築する。
- イ. 運営の情報をホームページへ掲載・ブログの更新などにより積極的に情報公開していく。

(6) 入居者にとって充実した生活環境の提供と家族との信頼関係の構築

- ア. 挨拶・言葉使い・態度などの接遇姿勢を維持・向上する。誰に対しても気持ちの良い接遇、家族や来園者が相談しやすい環境を一層作っていく。
- イ. 家族への日々の連絡、家族懇談会などでの情報交換によ

り、施設で行っていることを積極的に発信し、家族との良好な関係を構築する。

ウ．入居者個別の習慣や個別日課計画に基づいた、個別性のある支援を実施する。

(7) 苦情処理及びリスクマネジメント体制の確立

ア．苦情をいつでも言える環境として意見箱の設置。又、苦情処理経過や事故に対する取組みを利用者、家族、地域住民に積極的に発信し、より透明性の高い施設運営に取り組む。

(8) 感染症と緊急時の対応力強化

ア．新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合でも、介護サービスが継続的に提供出来る様、マニュアルの徹底化、研修の実施、感染が出た場合を想定したシュミレーション（ゾーニング方法の周知、防護服着用の方法習得など）を行い、感染防止対策に万全を期す。

イ．緊急時に適切な対応ができるよう、介護職員の基礎的な医療知識向上・応急処置（胸骨圧迫・AED）の習得に努める。

(9) 防災対策の推進・強化

ア．食事提供のための食材（副食）の発注先については災害時に食材供給が停止することを避けるためにも複数社で提供を継続する。

イ．非常食・緊急医療品・懐中電灯等の常備、施設内外の危険箇所の点検・改善等防災対策を徹底する。

ウ．施設設備が完全に機能するよう、点検・整備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないよう努める。

エ．原子力災害・火災、地震などの災害が発生した場合、入居者・利用者の安全確保に迅速に対応できるよう、積丹町と協力しながら避難計画案を策定する。

(10) 短期入所事業の利用推進

- ア. 入院等による空床利用、併設型の短期入所の活用を積極的に推進する。

令和3年度 通所介護事業・認知症対応型通所介護事業
デイサービスセンターフルーツ・シャトーよいち
事業計画書

○今年度の取り組みの概要

今年度は、令和3年度の介護保険制度の改正に基づき、LIFEへの登録を行い、ADLの維持向上に向けた科学的介護（利用者の心身機能などの情報を国へ定期報告、評価を受け、個別介護の見直しに繋げるシステム）に取り組む。特にリハビリ活動に重点を置き、利用者の自立支援・重度化防止を推進する。利用者増加が専らの課題だが、心身機能評価、利用している様子などの情報を各居宅介護支援事業所に積極的に広報し、利用者の増加に努める。

○重点的な取り組み

（1）ケアの質向上に向けたLIFE（科学的介護情報システム）への登録と科学的介護推進体制加算の取得

ア. 利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況など利用者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、評価を受けケアプランへの反映、個別ケアの改善に取り組む。特に次年度のADL維持加算の取得に向け、全利用者のADL値の算出を実施する。

（2）利用者・家族が求めるケアの充実

ア. 利用者個々の生活アセスメントに基づき個人の経験や趣向を活かしながら、小集団のサービスを準備し、利用者が自ら選択して充実した時間を過ごし頂けるようサービスの改善を行う。

イ. 利用者や家族・担当介護支援専門員、他の関係機関や地域住民活動と連携を図りながら利用者の在宅生活が継続できるよう支援に努める。

ウ. 利用者の生活に即した、個別の状況に応じた機能訓練の計画に基づいて提供し、身体機能・生活機能の維持の為にサーキットトレーニングなどの器具を使用しての運動の機会を設け定期的に運動ができる場を用意し、寝たきりのに日常生活の動作向上を図る。

エ. 安全な送迎の実施のために、安全運転管理者・車輛管理責任者を中心として安全教育を徹底し、運転の技術の向上を

図り、車輛の管理、日常点検・整備を行い、送迎中の安全性をより重視した体制をとり、利用者・家族にとって事故の無い安全で安心した利用に繋げる。

- オ. 安心してサービスを利用できる様、新型コロナウイルス等の感染症の感染予防対策を徹底して行い、感染予防に努める。また、もし感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続して提供できるような体制作りを構築できる取り組みを進める。

(3) 介護予防を念頭に置いたサービス体制の見直し

- ア. 各居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと連携を取り合い、要介護状態を予防しながら自立した日常生活を送れるよう心身機能の維持と個々の能力に応じたサービスを提供する。
- イ. 介護保険制度の地域支援事業所改正に伴い、要支援者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を充実できるよう、包括支援事業所と連携を取り合い推進し支援する。

(4) 地域連携活動の推進

- ア. 利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流は通所事業所に義務づけられることとなったことから、地域住民やボランティア団体等との連携活動を積極的に進める。

(5) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 会議・施設内研修を積極的に実施し、職員の資質向上を図る。特に認知症ケアに関する研修には積極的に参加させ、認知症対応のスキルを向上させる。
- イ. 職員が一致協力して運営にあたることのできるよう、職員の育成体制や業務分担の見直しを行い、ICT等の活用を行い職員が働きやすい環境を整えより良いサービスが提供できるように一層推し進める。
- ウ. 事故防止の徹底とリスクマネジメント体制の整備・確立のために、職員間の情報共有を徹底し、事故予防や事故対策の取り組みを一層推し進める。
- エ. 全職員が利用者や家族に対して適切で印象のよい接遇ができるよう、現状の接遇姿勢を日々見直す機会を設け課題に基づいて改善し利用者や家族が安心してサービスを受けら

れるように努める。

(6) サテライト型デイ「ぷらっと・よいち」・「よいち銀座はくちょう」・共用型指定認知症対応型通所介護事業所との連携

- ア. ぷらっと・よいち、よいち銀座はくちょう、共用型指定認知症対応型通所介護事業所との運営状況を把握し、その取り組みの中で参考になる点をサービスに取り入れるよう努める。
- イ. デイサービスが中心となって業務全般における情報を相互に共有し、連携する事で互いのより一層サービスの質の向上に努める。

(7) 通所介護計画書をもとにしたサービスの提供体制の見直し

- ア. 利用者の身体的・精神的な状態を正確に記録し、そのデータ及び介護支援専門員による介護支援計画を基に適正な通所介護計画・予防通所介護計画書を作成し、個々の心身の状況に応じた援助に努める。
- イ. 作成した通所介護計画書・予防通所介護計画書を介護支援専門員に提出し、居宅サービス計画と個別サービス計画作成と連動性を高める情報の共有を図る。
- ウ. 一定期間において、提供したサービスの根拠となる通所介護計画書・予防通所介護計画書の評価を実施し、サービスが利用者個々のニーズに則していたかどうかの見直しを適切に実施する。

(8) デイサービスの継続した利用者確保への取り組み

- ア. 各居宅支援事業所・地域包括支援センターと連絡を密にし、必要としている方の個々の身体状況などを理解し利用される方たちのニーズに合わせた取り組みを常に見直し楽しみを見つけて継続してサービスの利用ができることで安定した利用者確保に繋げる。
- イ. デイサービスのサービス内容を積極的に地域に向けて情報発信し、地域住民・在宅高齢者の体験的な利用の推進

を行う等、新規利用者の確保に努める。

- ウ. 利用者のニーズに合わせたサービスを提供する為、利用者の意見や希望を取り入れ、サービスの改善を図る。また、提供しているサービスを定期的に見直し、実施状況を評価しサービス改善に努め、利用者の確保に努める。

令和3年度 通所介護事業所 ぷらっと・よいち 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

利用者が在宅での自立した生活を継続的に実現できるよう、より在宅生活に近い雰囲気でも過ごして頂き、会話ができれば相談し合える環境作りと、利用者の楽しむことが出来る居場所を一緒に作るよう努める。又、近隣商店等の地域との関わりや繋がりを一層強くしていけるよう事業所周辺の美化等にも参加し、地域住民との交流を深め、地域住民が気軽に相談できる環境づくりに努めていく。

○重点的な取り組み

(1) 安定した事業所運営の確立

- ア. 小規模デイの利点を生かし目の行き届いたサービスを土台に、家庭的な雰囲気の中でのサービスをより一層充実させる事により、個別のニーズに対応したサービスに努め、一層の利用者増に結びつけられるよう努める。
- イ. 利用者のニーズを的確に把握することで個別ケアサービスの更なる充実を図り、利用者がサービス内容の選択や決定を自主的に行い、利用者の生活向上意欲を高めることができるサービスの提供に努める。また、より一層利用者・家族の意見を取り入れ、要望に迅速に対応出来るサービス提供に努める。
- ウ. 駅近郊の恵まれた立地条件の利便性を活かしたサービス提供を、他事業所・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等に継続的にアピールを行っていく。
- エ. 介護予防サービスの充実を図るために、近所への外出、近隣商店への買物、炊事や食事作り等のより生活に即したりハビリや脳トレなどの脳を活性化する取り組みを行い、利用者個々の体力・筋力等の機能維持向上・認知機能の維持に努める。
- オ. 法人内のデイサービスセンターよいち・よいち銀座はくちようや他事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの協力体制の再確認を行い、得た情報を共有し地域ネットワークの一層の充実を図る。

- カ. 感染症対策の徹底を図り、個人の尊厳に配慮しながら他協力機関と連携し、安心して利用して頂けるように努める。
- キ. 災害時への対応にあたって、より一層地域の方と連携をとれるように努め非常災害対策に取り組む。
- ク. 感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスを継続的に提供できるように体制を構築・整備する。
- ケ. 利用者・家族の希望や意見を取り入れて独自のサービス内容の開発・向上に努力する。又、利用者と余市祭りや地域イベント等での地域交流を促進し、地域（近隣商店等）で人と触れ合うことでの相乗効果を得られる取り組みを検討する。
- コ. LIFEの活用を通して科学的介護を推進し自立支援・重度化防止を進め利用者に選んでいただけるサービス提供に努める。

(2) 地域に密着した運営の徹底

- ア. 近隣の商店等にデイサービス便りや行事の案内文を配布するなどして地域へ運営内容の周知を図る。また、本年度も地域住民の拠点（休憩所や集会所）として施設の開放を継続し、地域に密着した事業所としての存在基盤を確立する。
- イ. 事業所周辺の美化などにも積極的に参加し、地域住民・商店・医療機関等と連携を図り、地域に根ざした事業所運営に当たる。
- ウ. 余市町介護支援ボランティアポイント事業などの社会資源を活用し、高齢者の生きがいづくりや社会参加の場を提供し、介護予防を推進する。
- エ. 感染症や災害への対応において、地域と連携し必要なサービスを継続的に提供できるよう努める。

(3) フルーツ・シャトーよいち・よいち銀座はくちょうとの連携強化

- ア. 本体施設のフルーツ・シャトーよいち・よいち銀座はくちょうとの連携を一層強化し、法人本部への事業推進状況の報告を徹底する。
- イ. 居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいち、他居宅

介護支援事業所や地域包括支援センターの相談窓口として活用していただき、利用を希望する地域住民に便宜を図る。

(4) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 現場の課題に対して、全員が一致した考えで取り組める体制ができるよう、サービス開始時と終了時(毎日)のカンファレンスを継続する。又、月1回本体デイサービスセンター及び、よいち銀座はくちょうと共に、デイサービス全体会議を開催し、より良い取り組みや、課題等の解決を行うことで、より効率の良い事業運営に努める。
- イ. 外部研修への参加や他事業所の見学、更なる資格の獲得等の学習する機会を持つことを積極的に奨励し、職員の資質向上を図る。又、研修で学んだ成果を施設内研修として施設内に回覧を行い、職員全員の資質向上を図る。
- ウ. 職員は効率的な施設運営のために、経費等においても無駄を省いた事業所運営に留意するよう努める。
- エ. 適切な接遇姿勢をサービス提供の基礎とし、日々研鑽を重ね、一人一人が責任と自覚を持つと共に職員同士のチームシップをとり、より良いサービスを提供し続けていけるよう努める。
- オ. 職員負担を軽減し利用者へのサービス提供をより充実できるように、ICT技術などを活用した業務効率化の方法を検討し取り組む。
- カ. 職員間でデータに基づく科学的介護についての理解を深め、より質の高い介護サービスを提供できるように科学的介護の取り組みを推進する。
- キ. 認知症ケアの質の向上、利用者の人権を擁護し、虐待についての知識を得て虐待防止に努める為、研修や資格取得を奨励し職員の資質向上をサポートする。

令和3年度 通所介護事業所 よいち銀座はくちょう 事業計画書

○今年度の取組の概要

利用者にとって安心、満足して頂くよう利用者のニーズに合ったサービスの提供を目指していきます。その為にもインターネットの活用、地域包括支援センターとの連携、アウトリーチ活動、ボランティア等の受け入れなどを積極的に行い身近な存在で開かれた事業所を目指します。住み慣れた地域で自分らしい暮らしをより充実した暮らしにして頂くように支援してまいります。利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進するよう、事業の運営に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携・協力を行うなどの地域との交流に努めます。

○重点的な取組み

(1) 安定した事業所運営の確立

- ア. 高齢者のさらに増加が見込まれることから、高齢者の地域での生活を支えるためにも、利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、事業の運営に当たり、地域住民やボランティア団体等との連携・協力を行うなどの地域との交流に努める。小規模デイサービスの利点を生かした目の行き届いたきめ細かなサービスを目標とし、職員は利用者の心身状態を詳細に把握し、利用者全員が楽しみながら安心して過ごせるよう、また家族の方にも安心して送り出して頂けるように配慮する。利用者個人、家族からの悩みや相談事が有った場合、真摯に耳を傾け、解決のために関係各所への情報伝達を適切に行う。
- イ. 繁華街の中心に施設がある利便性を大いに生かし、デイサービスに来たついでに、足腰の運動も兼ね職員同行の下、積極的に日用品の買い物、外食レクなどの外出をしていただく機会を提供する。町の中心から外れたところに住んでいる利用者が多いことから、はくちょうを利用する意味に付加価値を設ける。
- ウ. 余市町が28年3月から実施している、日常生活支援総合事業の該当利用者を積極的に受け入れるのと新たな取

り組みも盛り込んで稼働率増加につなげる。利用者がまた来たいと思える場所、利用時には大いに笑い、楽しんで頂けるようにサービス提供を行う。

エ. 法人内のデイサービスセンターや他事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの情報交換及び連携強化を図り、はくちょう便りやPR誌、利用時の様子を映した動画を活用するなどして、地域ネットワークの充実に努める。同時に、近隣の仁木町地域包括支援センター、仁木町社会福祉協議会との連携を強化する。

オ. サービスの中身として、カラオケ、社交ダンス、各種健康体操を軸とし、従来行っている将棋、囲碁、麻雀など個別の嗜好性にあわせたメニューも継続する。職員も一緒に参加し、一体感がもたらす信頼関係へと発展させる。さらに、多種多様な人生経験を積んだ利用者が活躍する場を設ける。具体的には利用者全員で一緒に楽しめるようなレクリエーションや日常生活を通じてコミュニケーションを積極的にとり、利用者が求める要望に応えられるようにする。誕生会、カラオケ大会、映画鑑賞、バンド演奏会等、喫茶メニューの改定など利用者を楽しませないよう工夫をし利用者増や利用者にもっと楽しんで頂くようにする。

カ. 繁華街に位置する施設のため飲酒もサービスの一つになっているが、不要な事故を起こさないよう、飲酒をする利用者の健康管理は勿論、事前に医師、ケアマネ、家族等に確認や周知を行い、慎重に対応する。

キ. 利用者、職員も感染症対策の徹底を図り、安心、安全に利用して頂けるように努める。感染症や災害への対応において、地域と連携し必要なサービスを継続的に提供できるよう努めていきます。

ク. 新型コロナウイルス感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施に努める。

(2) 周辺地域との良好な関係の構築

ア. 設立から11年がたち周辺地域からは介護施設であることの認識を深めつつある。近隣の商店とさらなる良好な

関係を維持、継続する配慮を怠らない。

- イ. 職員は施設の前で清掃などの業務中は通行者や、他の飲食店関係者へ挨拶を行うなどの礼儀をわきまえる。

(3) フルーツ・シャトーよいちとの連携強化

- ア. 本体施設のフルーツ・シャトーよいちとの連携を強化するとともに、法人本部への事業推進状況の報告を徹底する。
- イ. 居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいちや地域包括支援センターの相談窓口として活用していただき、利用を希望する地域住民に便宜を図るとともに、利用者増に結び付ける。

(4) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 現場の課題に対して、全員が一致した考えで取り組める体制ができるよう、(毎日)のカンファレンスを実施する。職員の和を重視し、あらゆる情報を共有し、互いに協力しながら運営できる体制整備に努める。
- イ. 外部研修への参加や他事業所の見学、更なる資格の獲得等の学習する機会を持つことを積極的に奨励し、職員の資質向上を図る。又、研修で学んだ成果を施設内研修として施設内に回覧を行い、職員全員の資質向上を図る。
- ウ. 職員は効率的な施設運営のために、経費等においてあらゆる無駄を省いた事業所運営に留意するよう努める。
- エ. サービス提供の根幹を適切な接遇姿勢と心得、自ら考えて責任を持って実行するよう務める。
- オ. 同一法人内デイサービスセンター3事業所が、情報の共有と、相互に運営への参画を行う事で、協力体制を強固にし、利用者へ満足いただけるようなサービス提供を目指す。
- カ. 職員が持てる力を最大限発揮できるように、職員の心身状態の把握、それに応じた対応、利用者情報の円滑的共有をはじめとする雰囲気の良い職場環境作りに努め、その十分に発揮された労働力を利用者へ上質なサービスへ努めていく。

キ. 職員負担を軽減し利用者へのサービス提供をより充実で
きるよう、自立支援、重度化防止にICT技術、LIF、
E等を活用した業務効率化の方法を検討し取り組む。職
員間でデータに基づく科学的介護についで理解を深め、
より質の高い介護サービスを提供できるよう取り組みを
行う。

令和3年度 認知症対応型共同生活介護事業所・共用型認知症対応型通所介護事業所
高齢者グループホームフルーツ・シャトーよいち
事業計画書

○今年度の取組の概要

今年度は、令和3年度の介護保険制度の改正に基づき、LIFEへの登録を行い、ADLの維持向上に向けた科学的介護（利用者の心身機能などの情報を国へ定期報告、評価を受け、個別介護の見直しに繋げるシステム）に取り組む。特に認知症ケアのグループホームとしての専門性を発揮して利用者の皆様がゆったりと笑顔を絶やさず、安心安全に過ごして頂けるよう、職員とご家族が共に協力しあう体制作りを行う。

○重点的な取り組み

(1) 利用者ケアの充実

- ア. あたたかい家庭的な雰囲気を持続的に提供し、利用者個々が持っている身体的・精神的能力が維持できる様、その方に合わせたケアを提供する。
- イ. 利用者の心身の状況などに関する基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するための「サービス計画」を作成し、利用者の自立支援、重度化防止に向けた介護を実施する。また、「サービス計画」を適切に見直し、サービスの質の向上に努める。
- ウ. 共用デイサービスにおいて個々の生活状態、身体状況を把握し、通所介護計画に反映、ADL・QOLの向上につなげる。
- エ. 運営推進会議において、利用者のケアや地域交流等について意見を頂き、そこでの意見をサービス向上に生かしていく。

(2) 併設の介護保険サービス事業者等との連携・協力

- ア. 感染症への対応強化として、併設の介護老人福祉施設、通所介護施設等と連携・協力し感染症委員会の開催、指針の整備、研修の実施や発生時のシミュレーションなどを行う。

- イ. 災害時において職員は常に自分の行動・役割を把握し利用者の安全確保に努める。
- ウ. 余市グループホーム連絡協議会等と情報共有を図り、地域の認知症ケアの実態を把握し、運営に生かしていく。
- エ. 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等と連携し、利用者家族との連絡調整を行い、利用者が安心した生活を送れるよう積極的に支援する。

(3) 職員の資質向上と研修充実

- ア. 職員は認知症対応力を向上させるために研修に参加させる。
- イ. 介護の質の向上を目標とした業務改善に関する意見・考えを職員自らが発信できるような人材像を目指して職員の育成に取り組む。
- ウ. 職員は利用者の命をお預かりしているという生命の尊さと危機感を持ち、職員間で連携しチームケアにあたる。

(4) 安定した事業所運営

- ア. 日常的に事故を未然に防ぐ為、過去の事故事例、ヒヤリハット報告を活用し、同様の事故を起こさない様、介護方法の検討・介護環境の整備を行います。また、日々の体調変化に注意し、早期受診を行い、長期入院とならないように併設の介護老人福祉施設の医務スタッフと協力し利用者の健康維持に努める。
- イ. ターミナルケアの要望があれば看取りに関する指針に基づき、利用者等に対し十分な話し合いを行い、理解を得た上で医師や医療機関と連携し、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援する。
- ウ. 緊急時等の医療対応について、併設の介護老人福祉施設フルーツ・シャトーよいちの医務スタッフ及び協力病院である「余市協会病院」の支援を受けて利用者の生命の安全確保に努める。
- エ. 管理者は職員一人ひとりストレスを溜めずに認知症ケアに携わることが出来るよう、面談等を行い各々が能力を発

揮でき、やりがいを感じて仕事ができるような環境作り
及び体調管理に努め職員の離職防止に努める。

才. 無駄を省き資源の節約に努めます。

令和3年度 訪問介護事業所 ヘルパーステーションふる一つ 事業計画書

○今年度の取組みの概要

介護報酬改定に伴い、関係法令を遵守し、適正な事業所運営にあたる。昨年より流行が続いている新型コロナウイルス感染症にあたり、感染予防対策を徹底し、利用者の安全・安心に努める。

訪問スケジュールの効率的な調整、業務の効率化を進め、安定した事業運営と人材確保に努める。サービス提供の過程で職員個々が考えている課題を皆で解決して行ける、良好なコミュニケーションを築き、当法人訪問看護との医療分野での連携によるサービスの質の向上を図る。

また、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターと連携し、利用回数増の希望・新規利用者等の受け入れを積極的に進め、併設の「ぬくもりの郷」居住の利用者の訪問にも積極的に対応し、長く生活を維持できるよう支援する。

○重点的な取組み

(1) 安定した事業所運営の確立

- ア. 利用者から信頼される事業所作りを行う。利用者が安心して日常生活を営む事ができるように、質の高い身体介護及び生活援助をしていく。またその家族とともにより良い介護方法の提供や相談等を受け自立支援に向けたサービスを提供する。
- イ. サービス内容の質を確保する為、ケアプランに基づき、きめ細やかなサービスを提供する。各居宅、包括支援センターとの情報の共有を密にし、相互理解を深めさらなる利用者の獲得につなげる。さらに生活援助から見守り支援の必要性を見出し身体介護へ繋げていく。
- ウ. 自立支援の取り組みを進めるにあたり、LIFEによる介護データの収集・活用及び介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを進め、介護ケアの向上を図る。
- エ. 職員間の良好なコミュニケーションを促し、職員個々が抱える課題を全員で解決して行くチームワークを養う。
- オ. 定期的に訪問介護事業所会議、学習会、講習会、外部研修の参加等で職員全体のスキルアップを図り、活発な意見交換を行い、報（報告）・連（連絡）・相（相談）の徹

底で利用者サービスの充実及び適正化を図る。

- カ. 新型コロナウイルス感染症、またその他の感染症に対し、感染予防マニュアルに基づき、感染予防対策を徹底する。法人各事業所、各関係機関等とも連携し、速やかな情報共有を行い、地域での感染拡大防止に努める。
- キ. 介護報酬改定による通院等乗降介助の見直しにより、目的地が複数ある場合でも居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助についても、同一の事業所が行うことを条件に、算定可能となったことを受け、利用者のニーズに対応できることを利用者、家族に周知を行い、サービス提供に繋げるよう努める。

(2) 地域に密着した運営の徹底

- ア. 利用者が住み慣れた地域で、尊厳のある生活を続けていけるよう周辺住民の理解・協力を得ながら解決していく。
- イ. フォーマル、インフォーマルの両面から、安否の確認等の生活支援を要する場合、利用者が安心して過ごせるように、必要な場合は、訪問介護事業所、関係機関、周辺住民と連携を図り、円滑な情報共有を行い地域で包括的なケアを提供していけるよう橋渡しをしていく。

(3) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 介護職員として、地域で活動するに資する能力を養うべく外部研修の参加や事業所内の学習の機会を設け資質向上を図る。また、月に1回訪問介護事業所会議を開催し、積極的な意見交換を通し、より良いサービスの質の向上を重ね、業務を円滑にする為の努力をする。
- イ. 報・連・相の徹底を図り、日々変わる利用者の健康状態等を介護員全員が把握できるように（サービス経過記録など）に努める。また、介護員自身の健康管理にも十分配慮できるように努力する。
- ウ. サービス提供の根幹を適切な接遇姿勢と心得、個人情報の取り扱いにも十分注意をしていく。
- エ. フルーツ・シャトーよいち訪問看護ステーションと同事務所ということもあり、医療的な助言を得られ連携が取

りやすい環境にあることで質の高いサービスが提供できる。

(4) 訪問介護の法令遵守と訪問介護計画書を基にしたサービス提供体制の見直し

- ア. 介護支援専門員による介護支援計画を基に利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画書を作成し、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にするよう努める。
- イ. 利用者の通院身体介護における具体的なサービス内容（実際の介護提供の内容と時間）の把握の為、サービス提供記録の様式を見直し、実際に介護を行った詳細な時間やサービス内容を正確に記録し、個々の心身の状況に応じた援助に努める。
- ウ. 一定期間において、提供したサービスの根拠となる訪問介護計画書の評価を実施し、サービスが利用者ここのニーズに則していたかどうかの見直しを適切に実施する。

令和3年度 フルーツ・シャトーよいち訪問看護ステーション 事業計画書

○今年度の取り組み概要

訪問看護ステーションでは障害や病気を抱える人々を対象として、より多くの関係諸機関と連携を深め、誰もが安心してその人らしい生活・人生を送ることができるように支援する。
在宅における中重度やターミナル期の利用者様の療養生活に伴う医療ニーズへの対応の強化・認知症の方の健康生活を支え充実したサービス提供する事に努める。

○重点的な取り組み

(1) 各関係機関との連携強化

- ア. 各介護サービス事業所や医療機関等との連携を強化し、障害者・高齢者が安心して地域で生活できるよう支援を行う。
- イ. 各介護サービス事業所や医療機関等と情報交換を積極的に行ない、利用者に対して適切にサービスが提供されているのか、実態把握に努める。(L I F E を活用する)
- ウ. 地域包括ケアシステムの構築推進するため、関係者や地域との連携強化を図り、高齢者の自立した生活を営むことが出来る様支援する。
- エ. 「ぬくもりの郷」の同一建物内に訪問介護事務所と設置しているので、より一層連携し易い事から、医療的管理の必要な入居者に対して、安心して療養生活が出来様支援する。

(2) 事業所運営安定化の取り組み推進

- ア. ステーション内で計画的な事例検討や研修を実施し、質の高い最新の医療サービスを提供する事により事業安定の取り組みを強化する。
- イ. 居宅・包括・医療機関等との連携で必要な人に適切な看護サービスを提供し運営の安定化を図る。(看護強化加算Ⅱを取得する事を目標とする)
- ウ. 訪問看護職員の人材確保・育成を寄与する取り組みをする。

(3) 地域社会から信頼される事業所作り

- ア. 積極的に地域に出向き、医療ニーズの把握に努めると共に適切なサービス提供を行なう。
- イ. 24時間訪問・連絡体制をとり、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保する。

令和3年度 小規模多機能型居宅介護事業所ほっとハウス・よいち 事業計画書

○今年度の取組の概要

利用者及び家族との信頼関係に重きを置き、安心して信頼される事業所運営を行う。法人の感染予防の指針に従い入居者及び職員の新型コロナウイルス感染予防に努める。通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを必要な時、必要なだけ利用できる高い利便性を生かし、利用者が住み慣れた自宅での生活が継続できるように支援してゆく。介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る。季節の行事を企画し同世代の交流の場を設け、町内で開催される祭事への参加サポートを行うなど、楽しみを持っていただくことで生きがいや生活のほりを感じていただけるよう支援する。

事業所として他の介護施設や医療施設、各居宅支援事業所、地域包括支援センターとの連携強化を図り、運営基盤の安定、利用者を支える体制を盤石なものにする。

○重点的な取組み

(1) 新型コロナウイルスへの対応

- ア. 職員は日々の感染情報を確認し、感染症を持ち込まないように、法人の指針に従い感染予防を徹底する。
- イ. 入居者もしくは職員が新型コロナウイルスに罹患した場合は、法人の指針に従い、感染拡大の防止に努める。
- ウ. 感染予防に関する研修会、感染者が出た場合のシュミレーション（ガウンテクニック、ゾーニング等）を行う。

(2) ほっとハウス・よいちの安定した事業所運営の確立

- ア. 利用者や家族との信頼関係を大切にする。日々の暮らしでの困りごとへのソリューションとして、幅広いサービス提供を行う。柔軟なサービス提供ができるポイントを生かして、他の介護サービスでは対応のできない短時間や長時間の通いサービス及び訪問介護サービス等の提供を通し、利用者の活動の多様性を支える。また利用者本人や家族と、健康状態や様子の変化、病院受診内容等の情報共有を行う事で意思疎通を図り、気軽に相談が出来る環境づくりを行う。
- イ. 利用者の地域活動、社会参加の橋渡し役として、町内会の活動の補助、各種行事の企画、地域住民を招いた行事の企画、参加の促しを行う。新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、社会参加活動のサポートとして、通いサービスの場

にボランティア講師を招くなどして、趣味活動、おけいこ事を行える環境を作る。

- ウ. 隣接するぬくもりの郷に併設されている訪問看護事業所と連携を取ることで、より手厚い介護サービスを提供する。
- エ. サービスの質向上、事業の効率化を目的とし年間研修計画を策定し定期的な研修を行い、職員の質の向上を図る。利用者の個別性を理解し、きめの細かい、心の通ったサービス提供を行う。事業所会議は勿論のこと、利用者個別のケア会議を適宜開催し高齢者に対する理解を深める。
- オ. 利用者や家族の希望、課題の解決に真摯に取り組み介護、看護双方の意見を取り入れた居宅計画を立案し、全職員で課題を共有し適切なサービス提供を行なう。
- カ. 本年度は稼働率100%達成のため、さらに事業所として無限の成長を果たすため、町内外各医療相談課、各居宅、包括への定期的な訪問営業、情報の提供を行い、利用者獲得のために関係強化を図る。各関係機関との連携強化は営業上の目的以外にも利用者が安心して安定した暮らしの実現には欠かせないファクターであり、特に重点的に取り組む。
- キ. 科学的介護情報システム「LIFE（ライフ）」へ登録しデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る。
- ク. 感染症の発生及びまん延に関する取組の検討、感染症や自然災害時に支援が継続的に提供できる体制の構築検討、高齢者虐待防止とハラスメント対策に向けた取り組みを行う。

(3) 地域に密着した運営の徹底

- ア. 事業運営推進会議、区会活動を中心とした関わりや周辺商業施設の利用を通して地域に密着し、開かれた事業所運営を行なう。区会に入会している利点を生かし各種会で事業所の紹介を行い、地域住民の認知度をあげるとともに運営の理解を得る。
- イ. フルーツ・シャトーよいち・居宅支援事業所及び地域包括支援センターとの連携強化。
- ウ. フルーツ・シャトーよいち居宅支援事業所との情報共有を密にし、良好な関係を構築することで新規利用者獲得

につなげる。さらに地域包括支援センターとの関係強化を行い、利用者の相談窓口として活用していただき、在宅生活の不安を解消していただく。

(4) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 職員同士の情報共有を密にすることで、業務連携を強化する。職員の労働環境、健康状態にも留意し、入居者サービスに最大の効果が発揮できる職場環境を整える。
- イ. 定期的に事業所会議を開催し、職員全員が入居者の状態を把握し、入居者に対し最適なサービス提供を行う。また、積極的な意見交換を行い、業務の効率化、課題解決の場とする。
- ウ. 効率の良い仕事ができるよう、常に業務の見直し、改善を行う。
- エ. 職員は、仕事で使用する消耗備品、電気、水道に至るまで、無駄のないように注意し節約に心がける。
- オ. 適切な接遇姿勢をサービス提供の礎とし、職員はいかなる状況においても、笑顔で対応し他者に対し感謝の気持ちを忘れない。
- カ. 職員は、職務に誠実で、入居者を第一に考えなければならない。定期的に職員研修を行い、技術、知識の習得に努める。

令和3年度 サービス付き高齢者向け住宅 ふる一つの郷 事業計画書

○今年度の取組の概要

サービス付き高齢者向け住宅としての役割は「高齢者が安心して安全な生活を送る」事であり、法人の感染予防の指針に従い入居者及び職員の新型コロナウイルス感染予防に努める。職員と入居者の日々のコミュニケーション、入居者の変化に対する気配りを大切に、常に入居者の心身の状態把握に努める。入居者同士のトラブルや、潜在的な不満なども丁寧に汲み取り、適宜生活相談を実施する。必要に応じて適切な介護サービス、医療サービスを本人の意思を尊重しつつ提案してゆく。運営基盤強化のために、町内各居宅、地域包括支援センター、各医療機関医療相談課へ継続的な訪問営業を行い、連携強化を図る。2か月に1回、入居者向けのサロンを開催し、同世代の交流の場を設けると共に、年に2回、入居者懇談会を開催し、運営状況の報告を行い、さらに入居者の希望、要望を直接伺う事で、透明性のある運営、満足度の高い運営を行う。

○重点的な取組み

(1) 新型コロナウイルスへの対応

- ア. 職員は日々の感染情報を確認し、感染症を持ち込まないよう、法人の指針に従い感染予防を徹底する。
- イ. 入居者もしくは職員が新型コロナウイルスに罹患した場合は、法人の指針に従い、感染拡大の防止に努める。
- ウ. 感染予防に関する研修会、感染者が出た場合のシュミレーション（ガウンテクニック、ゾーニング等）を行う。

(2) 安定した事業所運営の確立

- ア. 常時満室運営を目標とする。入居待機者を増やすため、町内外の各医療機関相談課、各宅介護支援事業、包括支援センターへ積極的に訪問営業を行う。
- イ. 生活相談を通して入居者の心身状態の把握を常に行い、家族や担当ケアマネと連携し、本人了承の下で、不便が無いよう必要なサービス提供を行う。
- ウ. 入居者間のトラブルを未然に防止するため、定期的に居室への訪問を行い、情報収集に努める。また食事の様子を伺い、食事に関する意見、要望等の聞き取りを行う。

- エ. 介護力を要する利用者の受け入れも積極的に行うために個々の課題を整理し、併設している小規模多機能型居宅介護事業所ほっとハウス・よいち、ぬくもりの郷併設の訪問介護及び訪問看護事業所と連携を取るなどし、手厚い介護サービスで生活を支える。
- オ. 入居後、持病の悪化や、著しい心身機能の悪化があった場合、速やかにその入居者にとり、適切な住まいの有り方は何か、本人や家族とともに検討、斡旋する。
- カ. 入居希望者の希望する部屋が空かない場合は、隣接するぬくもりの郷への斡旋、もしくは待機者として登録する。
- キ. 感染症の発生及びまん延に関する取組の検討、感染症や自然災害時に支援が継続的に提供できる体制の構築検討、高齢者虐待防止とハラスメント対策に向けた取り組みを行う。

(3) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 職員同士の情報共有を密にすることで、業務連携を強化する。職員の労働環境、健康状態にも留意し、入居者サービスに最大の効果が発揮できる職場環境を整える。
- イ. 定期的に事業所会議を開催し、職員全員が入居者の状態を把握し、入居者に対し最適なサービス提供を行う。また、積極的な意見交換を行い、業務の効率化、課題解決の場とする。
- ウ. 効率の良い仕事ができるよう、常に業務の見直し、改善を行う。
- エ. 職員は、仕事で使用する消耗備品、電気、水道に至るまで、無駄のないように注意し節約に心がける。
- オ. 適切な接遇姿勢をサービス提供の礎とし、職員はいかなる状況においても、笑顔で対応し他者に対し感謝の気持ちを忘れない。
- カ. 職員は、職務に誠実で、入居者を第一に考えなければならない。定期的に職員研修を行い、技術、知識の習得に努める。

令和3年度 サービス付き高齢者向け住宅 ぬくもりの郷 事業計画書

○今年度の取組の概要

サービス付き高齢者向け住宅として、法人の役割は「高齢者が安心して安全な生活を送る」こと、感染予防に努める。生活保護が安
心で入居者の受け入れを高め、低価格の対応を図る。部屋とは幅広
い給仕の受け入れを高め、二階以上の居室、運
業種からの参入を想定し、運業者の確保をため、町内の各居室、地
域包括支援センター、各医療機関を支援するため、入居者を尊重し
努める。入居者の活動の多様性を支えるため、本人の意思を未然に
必要な介護サービス、医療サービスを、本人の意思を未然に
つつ、適宜提供してゆく。入居者間のトラブルを未然に
ため、生活相談の実施や、日々の暮らしの様子を伺うなど、
細かな情報収集に努め、諸問題に迅速に対応する。

○重点的な取組み

(1) 新型肺炎への対応

- ア. 職員は日々の感染情報を確認し、感染症を持ち込まないよう、法人の指針に従い感染予防を徹底する。
- イ. 入居者もしくは職員が新型肺炎に罹患した場合は、法人の指針に従い、感染拡大の防止に努める。
- ウ. 感染予防に関する研修会、感染者が出た場合のシュミレーション（ガウンテクニック、ゾーニング等）を行う。

(2) 安定した事業所運営の確立

- ア. 常時満室運営を目標とする。入居待機者を増やすため、町内外の各医療機関相談課、各宅介護支援事業、包括支援センターへ積極的に訪問営業を行う。
- イ. 生活相談を通して入居者の心身状態の把握を常に行い、家族や担当ケアマネと連携し、本人了承の下で、不便が無いよう必要なサービス提供を行う。
- ウ. 入居者間のトラブルを未然に防止するため、定期的に居室への訪問を行い、情報収集に努める。また食事の様子を伺い、食事に関する意見、要望等の聞き取りを行う。
- エ. 新規入居時は、本人が必要とする実費サービスまたは介

護サービスを調査、整理し、小規模多機能型居宅介護事業所ほっとハウス・よいち、または併設している訪問看護及び訪問介護事業所などを活用することで、安心して快適な生活を提供する。

- オ. 入居後、持病の悪化や、著しい心身機能の悪化が見受けられた場合は、速やかにその入居者の状態に合った住まいの有り方を本人や家族とともに話し合う。
- カ. 入居希望者の希望する部屋が空かない場合は、隣接するぬくもりの郷への斡旋、もしくは待機者として登録する。
- キ. 感染症の発生及びまん延に関する取組の検討、感染症や自然災害時に支援が継続的に提供できる体制の構築検討、高齢者虐待防止とハラスメント対策に向けた取り組みを行う。

(3) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 職員同士の情報共有や業務の連携を強化するとともに、労働環境、健康状態にも留意し、入居者サービスに最大の効果が発揮できる職場環境を整える。
- イ. 定期的に事業所会議を開催し、職員全員が入居者の状態把握し、入居者に対し最適なサービス提供を行う。また、積極的な意見交換を行い、業務の効率化、課題解決の場とする。
- ウ. 効率の良い仕事ができるよう、常に業務の見直し、改善を行う。
- エ. 職員は、仕事で使用する消耗備品、電気、水道に至るまで、無駄のないように注意し節約に心がける。
- オ. 適切な接遇姿勢をサービス提供の礎とし、職員はいかなる状況においても、笑顔で対応し他者に対し感謝の気持ちを忘れない。
- カ. 職員は、職務に誠実で、入居者を第一に考えなければならない。定期的に職員研修を行い、技術、知識の習得に努める。

令和3年度 居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいち 事業計画書

○今年度の取組の概要

要介護状態になった利用者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続でき、自立できるよう適切な保健・医療・福祉サービス等、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

事業実施に当っては、介護報酬改定の内容を理解し、適正に居宅介護支援を行うために事業所内外での学習会や研修会に参加すると共に、関係機関と連携し、介護保険制度全般について情報の共有が行なえるよう努める。

又、介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を構築・推進し、地域包括支援センターや各関係機関や地域住民の方々との緊密な連携を行い、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、紹介する居宅サービス事業所に不当に偏りがないよう、公平中立な業務に努め、質の高いケアマネジメントの提供を出来るよう努める。

○重点的な取組み

(1) 利用者の自立を支援できる質の高いケアマネジメントを行う。

ア. 利用者と家族の面談を通してニーズの把握、サービス利用に伴う居宅サービス事業所の複数の紹介、ケアプランに位置付けた理由の説明、前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用、各サービス毎の同一事業所によって提供された割合の説明を適切に行う。

イ. サービスの提供する事業所と情報共有を行い、利用者本位の自立支援と重度化防止、介護者の介護負担が軽減できるように努める。

ウ. 介護支援専門員のアセスメント不足があった為に、訪問介護サービスの一部が適切でなかった。現行のアセスメントの取り方や記載方法を見直し、その他必要な書式を活用し訪問介護サービスを適切に行う。

エ. 地域包括支援センターや各関係機関との連携を強化する。

オ. 疾病を抱えていても在宅生活が継続できるよう、医療機関への情報提供や交換を行い適切なサービスを利用出来るよう連携を強化する。

カ. 利用者・家族にサービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護の情報提供を積極的に行う。

(2) 事業所の運営強化安定化の取り組み推進

ア. 事業所内外での計画的な研修を実施、地域包括支援センターや他の居宅介護支援事業所との事例検討や研修会参加、介護支援専門員実務研修者受入れ、必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する事で、特定事業所加算（Ⅱ）を算定し事業安定の取り組みを行う。

イ. 逓減性により介護支援専門員1人当たりの受け入れ件数の上限39件を、逓減性の緩和要件を満たし上限を44件に増やす事で経営の安定化を図る。

ウ. 医療と介護の連携の強化に伴い、入退院や末期癌利用者の対応、平時から医療機関との連携を密接に行う。

エ. 地域包括支援センター、医療機関、行政等の各関係機関と情報提供や交換・連携強化を行い利用者の確保に努める

オ. 介護総合相談スペースあったか業務を行う事で、地域住民の介護ニーズの相談を受け適切な支援を行うと共に地域包括支援センターとのスムーズな連携を行う。

カ. 地域包括支援センターとの連携で、介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメントの再委託を受け運営の安定化を図る。

キ. 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランは検証する。

ク. 障害福祉制度の相談支援専門員との密接に連携する。

ケ. 紹介する居宅サービス事業所に偏りが無いよう、公正中立な業務に努める。

コ. 事業所内外の研修等を通じて、介護支援専門員個々の能力向上を図るよう努める。

サ. 地域包括ケアシステムの構築の推進のため、地域ケア会議に参加し、関係者や地域との連携強化を図る。

- シ. 主任介護支援専門員の持つ高いケアマネジメントの専門性を生かし複数の課題を持つ支援困難ケースについて積極的な支援に努める。また、地域の介護支援専門員の支援や相談を行いケアマネジメント技術の向上支援を行う。
- ス. 感染症対策、感染症や自然災害時の業務継続、高齢虐待防止、ハラスメント対策に向けた取り組みを強化する。
- セ. 介護保険申請に関するに個人番号（マイナンバー）の個人情報管理は、取扱いマニュアルに基づき行う

(3) 地域社会から信頼される事業所作り。

- ア. 積極的に地域に出向き、介護ニーズの把握に努めるとともに適切なサービス提供を行う。
- イ. 特別養護老人ホームとの連携で24時間連絡体制をとり、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保する。

令和3年度 余市町地域包括支援センター 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

関係機関との密接な連携により、高齢者が住み慣れた地域で、最後まで生き甲斐と尊厳を持って自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む。

介護保険サービス等の公的サービスのみならず、諸制度やインフォーマルなサービス等、多様な社会資源を活用し、安心して日常生活が送れるよう包括的及び継続的に総合支援を行う。

多くの地域の方が訪れるイオン余市店に事務所を置いている利点を生かし、日常生活の身近な保健医療・介護等に関する相談窓口の拠点として、高齢者をはじめ、障がい者等の、様々な生活環境の方の介護相談支援が一層充実するように努め、介護保険関連事業所等と障害者制度相談員等と連携し、総合的に相談できる入口相談機能等を担う。

福祉・保健・医療をはじめ、生活困窮者支援事業所等の関係機関や各地区の民生委員・区会等の協力を得て、地域が抱える課題やニーズの把握に努め、地域住民が自立した生活を営めるよう取り組みを行う。

○事業への取り組み

(1) 第1号介護予防支援事業

- ア. 地域の高齢者が住み慣れた余市町で安心して生活を継続できるようにするため、本人ができることは、できる限り本人が行う事を基本としつつ、主体的な活動と生活の質を高める事ができるよう、介護予防ケアマネジメントを行う。
- イ. 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を構築・推進を行う。

(2) 総合相談支援事業

- ア. 高齢者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保険医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機

関との連絡調整その他の高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

- イ. 支援を必要とする高齢者を見出し、保険医療福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行うとともに、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワーク構築を図る。

(3) 権利擁護事業

- ア. 専門機関として虐待相談を受け、「余市町虐待防止マニュアル」に基づき、余市町・在宅介護支援センターと連携を図り、計画的な支援を積み重ねて、虐待の終結に向けた支援を行う。
- イ. 高齢者・家族及び関係機関等からの相談や実態把握によつて、その被保険者の判断能力や生活状況等を把握した結果、医療機関の受診や福祉サービス利用等の契約に関して支援が必要な場合、預貯金等の財産管理など、成年後見制度の利用が必要と判断した場合は、余市町と連携を図り、支援を行う。

(4) 包括的・継続ケアマネジメント事業

- ア. 保険医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による高齢者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取り組みを通じ、高齢者が地域において、自立した日常生活を営む事ができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う。
- イ. 居宅介護支援事業所等の関係機関との連携強化に努め、支援が必要な高齢者に対して積極的なセンター利用を促進し、地域住民の協力を得ながら、認知症や精神疾患・経済破綻等による困難事例について、地域ケア会議を行い、余市町の現状や課題等を複合的に把握する。
- ウ. 民生委員協議会の地区定例会に参加するなど、関係団体との連携を図り、支援を要する高齢者等の把握に努め、一般介護予防事業等の利用に繋げる。
- エ. 介護予防や認知症の方への支援・包括ケアについて、様々な機会を通じて学習会・講演会の開催を開催し、普及啓発活動の実施に努める。

(5) 職員の質の向上の取り組み推進

- ア. センター職員が外部の研修会に参加することにより、専門的知識・技術を取得する事で専門職としての資質が向上できるように努める。

(6) 地域社会から信頼されるセンター運営

- ア. 地域の方が多く訪れるイオン余市店に事務所を置く事で、地域の総合的介護相談の拠点として相談者が気軽に立ち寄り、寄る事ができ、相談者のニーズに応じた相談支援に努め、リフレット・センター便りを活用し、地域にある高齢者向け住宅や様々な介護サービス情報について周知を行い、一人ひとりのニーズに合ったサービスが利用できるよう支援する。
- イ. 利用者の意向を最優先とし、公正・中立を基本とした業務を実施する。
- ウ. 介護保険に関する申請等において、個人番号等の個人情報を取扱う際には、取扱マニュアルに基づき適正に対応する。
- エ. 余市町が主体となって定期的な情報共有・連携強化の場所として設置する「協議体」に参加し、地域課題について、住民・関係機関と連携・協働し取り組み、地域の住民主体の支え合い・資源開発等を推進する。
- オ. 余市町医療・介護連携推進協議会に参加し、圏域の課題などを検討・情報共有を図り、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れたまちで自分らしい暮らしを続けていけるよう取り組む。
- カ. 感染症の発生及びまん延に関する取組の検討、感染症や自然災害時に支援が継続的に提供できる体制の構築検討、高齢者虐待防止とハラスメント対策に向けた取り組みを行う。

(7) 認知症になっても希望を持ち、日常生活を過ごせる社会を目指す

- ア. 認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の方や家族を手助ける認知症サポーターの養成を引き続き行う。

- イ. 認知症の方やご家族が、地域で孤立する事なく、安心して過ごす事ができるよう、認知症推進員と協働し支援する取組を行う。

(8) 他市町村の地域包括支援センターとの連携強化

- ア. 後志における地域包括支援センター間の意見交換会による連携強化を図り、様々な事例に関する対応策等を研究するなどをし、介護給付事業のみならず、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとした地域支援事業について、地域の高齢者が適切にサービス利用出来るよう支援する。

令和3年度 介護総合相談スペース あったか 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

365日開所する事で、日中は仕事などで相談することができなかつた方をはじめ、土日祝の官公庁舎が閉所している日に、都市部に住む家族が帰省した際の高齢者の変化について、早期に介護相談をして頂け、専門的な相談支援が行えるよう体制構築に努める。

また、買い物に訪れた際などに、誰でも気軽に介護相談を行なうことができ、高齢者の方々のみならず、介護問題を抱えるご家族も気軽に相談に訪れることができる総合相談体制の構築を図り、相談者等が必要なサービスを利用する事ができるよう努めるとともに、余市町の地域福祉の充実に寄与できるよう運営に努める。

○重点的な取り組み

(1) 相談支援機能部門の連携

ア. 地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等と連携し、それぞれの専門領域知識を発揮し、相談者の実情やニーズに合わせた相談援助を行う。

(2) プライバシーを配慮した相談支援

ア. 法人職員としての自覚を持ち、礼儀と節度ある接遇姿勢で相談支援を行うと共に、多くの地域の方が訪れる場であるので、個人情報に配慮が必要な相談の場合、プライバシーが守られる個室相談室を活用し、相談者の心理面を配慮した相談援助を行う。

(3) 総合相談スペースとしての広範性の確保

ア. 相談者一人ひとりのニーズに応じて介護保険制度のみならず、障害者制度・生活困窮支援に関する諸制度、地域にある高齢者向け住宅やインフォーマルサービス情報を活用した質の高い相談援助に努める。

令和3年度 余市町訪問配食サービス事業 事業計画書

○今年度の取り組みの概要

余市町と連携を図りながら、余市町訪問配食サービス事業実施要綱に基づき適正なサービスの実施に努める。また、地域の独居または高齢者夫婦世帯に対し、安否確認を適切に行い関係機関との連携を図る。

○重点的な取り組み

(1) 訪問配食サービス事業の運営安定化の取り組み推進

- ア. 余市町と連携し、サービスが必要な利用者については、適切なアセスメントをもとに早期利用の体制整備に努める。
- イ. 継続利用者については、余市町高齢者福祉課・在宅介護支援センター等の関係機関でつくる「余市町訪問配食サービス調整ケア会議」にて、再アセスメントを行い6ヶ月毎の利用の確認を行う。
- ウ. 訪問時には、利用者の様子や会話に注意深く対応すると共に、日常生活に変化が無いことを確認し、変化がある時や安否が確認できない時などは関係機関等と連携を図りながら、家族対応を含めて本人の安全の確認に努める。

(2) サービスの質の向上

- ア. 利用者の食事形態に合わせた食事内容とし、健康に配慮した上での嗜好を取り入れ、健康で自立した食生活の一端を担っていく。
- イ. 利用者に対しては、法人職員としての自覚を持ち、礼儀と節度ある接遇姿勢で臨んでいく。

○令和3年度 介護職員初任者研修事業所フルーツ・シャトーよいち 事業計画書

○今年度の取組みの概要

介護技術のノウハウや、施設設備等の高齢者複合施設の機能を生かし、住民の福祉知識や技術の向上、マンパワー確保を目的として、介護職員初任者研修事業を実施する。

研修の企画の段階では、特に町内の高校、福祉関連の事業所には積極的に案内し受講生の募集に努める。

○重点的な取組み

(1) 専門的なカリキュラムの実施

ア. 制度下の初任者研修カリキュラムに基づき、より学習成果が高くなるような演習を企画し実施する。

(2) 実施案内方法の検討

ア. 新聞折り込みでの実施案内に加え、ホームページ・各事業所への直接案内、店舗ポスター掲示などで広く実施案内を行い、受講ニーズ確保に努める。

(3) 社会福祉法人地域公益事業の実施

ア. 社会福祉法人の公益事業の一環として、生活保護者の就労支援を目的として初任者研修受講料を免除する取り組みを継続する。

イ. 生活保護者の受講費用減免に当たっては、北海道社会福祉事務所余市出張所と緊密な連携を図り実施する。

ウ. 介護人材の確保に向けた学校との連携活動の強化のためにも、北星学園高等学校の生徒への受講料減免を実施する。

令和3年度 児童養護施設 櫻ヶ丘学園 事業計画書

〇はじめに

児童養護施設櫻ヶ丘学園の事業理念を、

【すべての子どもたちが、夢や希望を持てるように】

と定め、利用する児童と家族に対して、人としての尊厳を守り、社会の一員として健康であり希望を持って生きていけるエネルギーを生み出せるよう、あたたかく支援してゆくことを目指していく。

事業理念に基づき施設運営の柱を、

- ・社会のニーズにこたえることのできる安定した施設運営を行う。
- ・地域社会に対して、施設機能を生かした貢献を行う。
- ・専門職としての使命感と責任感をもった職員意識の向上に努める。
- ・子どもたちの権利擁護に努め、個々がおかれている課題の理解と解決に向けた支援を行う。

また、昨年度から国が推進している、「社会的養育推進10ヶ年計画」における、施設の小規模化・多機能化・高機能化について、令和3年度以降の推進計画の策定が求められた。その課題にどう対応していくかの検討をすすめるとともに、必要に応じた準備を行う。具体的には、人材の確保と育成、建物の改修、修繕等を踏まえた予算の確保（積立金）を計画し対応していく。

そして、養育の本質を変えずに「児童の健全育成と自立に向けた支援」の在り方、子どもたちが安全安心に生活できる施設生活の充実のために事業を進めていく。

〇重点的な取り組み

- (1) 児童の権利擁護、最善の利益を追求するために健全育成と自立に向けての取り組みを行う。
 - ア. 日々の支援活動を検証し児童養護施設としての役割を理解する中で児童の健全育成と自立に向けての支援、安全安心のできる施設生活を展開する。
 - イ. 地域小規模児童養護施設の充実と新たな地域小規模児童養護施設開設に向けての準備を行う。
 - ウ. 施設の小規模化・地域分散化の基礎とすべく小規模グループケアーの生活支援を充実させる。
 - エ. 心理療法担当職員による心理的ケアーの充実を図るとともに施設の高機能化にむけて課題整理を図る。
 - オ. 看護師の配置と看護師を中心とした看護ケアーの支援体制を構築す

る。

- カ. 児童養護施設における食育を考察し推進していく。
- キ. 生活の主体である子どもたちの意見や活動を日常生活支援により反映させる取り組みを構築する。

(2) 社会のニーズ、地域のニーズや期待に応えていく取組

- ア. 里親支援専門相談員の継続配置と一層の充実を図る。
- イ. 児童家庭支援センターの開設に向けての取り組み。
- ウ. 子育て支援短期利用事業の取り組みの充実を図る。
- エ. 施設の小規模化・多機能化・高機能化に向けた推進計画を検討する。

(3) 職員の意識の向上と専門技術の向上を図る。

- ア. 日々の業務の中で報告・相談・連絡の徹底を計り責任ある業務を行う。
- イ. 日常業務の在り方を検証する。(業務マニュアルの精査)
- ウ. 各人の役割を明確にし、役割を理解し、各人が責任をもって円滑に業務の執行を行う。
- エ. 内外研修等を通し専門技術の向上を図る。
- オ. 施設としてのリスクマネジメントの検証と構築を図る。

令和3年度 地域小規模児童養護施設さくら 事業計画書

○はじめに

児童養護施設桜ヶ丘学園の事業理念を、

【すべての子どもたちが、夢や希望を持てるように】

と定め、利用する児童と家族に対して、人としての尊厳を守り、社会の一員として健康であり希望を持って生きていけるエネルギーを生み出せるよう、あたたかく支援してゆくことを目指していく。

事業理念に基づき施設運営の柱を、

- ・社会のニーズにこたえることのできる安定した施設運営を行う。
- ・地域社会に対して、施設機能を生かした貢献を行う。
- ・専門職としての使命感と責任感をもった職員意識の向上に努める。
- ・子どもたちの権利擁護に努め、個々がおかれている課題の理解と解決に向けた支援を行う。

○地域小規模児童養護施設 さくら

児童養護施設桜ヶ丘学園の事業理念と施設経営の柱に基づき、本体施設の分園として余市町にて事業を展開する。

定員を6名までとし、児童の権利擁護、最善の利益を追求するために健全育成と自立に向けての取り組みを行う。

また、子どもたちがごく当たり前で安心して暮らす家としての機能の充実をはかる。

○重点的な取り組み

- (1) 家庭的な生活に近づけ、児童の権利擁護、最善の利益を追求し、健全育成と社会的自立に向けての取り組みを行う。
- (2) 地域社会の一員として社会生活を通し社会的自立に向けての取り組みを行う。

令和3年度 児童養護施設 北海愛星学園 事業計画書

〇はじめに

児童養護施設北海愛星学園の事業理念

個人の尊厳と権利擁護を基本とし、温かい温もりのある生活環境により、子ども一人ひとりの情緒の安定と基本的生活習慣の確立を支援する。そして、将来、社会の一員として自立し、心豊かに健康でたくましく強く生きていける児童の養育に務める。

事業理念に基づく施設運営

- 1) 社会的養護が里親に比重が置かれ始める中で、児童養護施設は、その養育機能をより多機能化・高機能化する必要があり、園舎移転改築を含めて小規模化を進めていく計画が求められている。具体的には心理職のアセスメント能力を向上させ、その子どもの特性を見極め、適切な処遇方針による養育を実践し、「機中八策」を基本とした支援を行っていく。

施設の小規模化・地域分散化・高機能化が今後の施設運営のポイントとなるが、現園舎で出来ることは限られ、現在の方向性とマッチしないものがあるが、改築後の施設運営を見据えて、幅広い受け皿となれるように「養育の質」の向上を意識して日常業務にあたる。また、小規模化には人材確保と養成が重要な課題となるため、改築後を見据えた施設運営を行っていく。

〇重点的な取り組み

(1) 園舎改築移転計画の推進

- ア. 園舎の移転改築に向け、設計作業を進めており、現在の社会的養護の施策に関する方向性を含めて、関係機関にと協議・確認しながら作業を進め、令和3年度内には基本設計を完了、令和4年度の申請、令和5年度着工に向けて工程を進める。但し、今後の新型コロナウイルス感染症等の影響で不測の事態が起こり得るため、柔軟に対応する。
- イ. 移転改築にあたっては「新しい社会的養育ビジョン」基本とするが、国の施策及び道の意向を把握、協議しながら支援体制を築いていく。
- ウ. 施設整備にあたっては蘭越町住民の意見を尊重し、地域のコミュニティーの核となるような計画を策定する。

(2) 児童の抱える問題を的確に捉え心身共に健やかな児童の育成を進めるため、次の取組を行う。

- ア. 児童の人格を尊重し権利を保障する
- イ. 心理職を中心とした自立支援計画の作成と支援の実践
- ウ. チームアプローチ体制の確立に向けた組織づくりと情報共有システムの構築
- エ. 支援内容の確認と質的向上に向けた第三者評価に基づく自己評価の実施
- オ. 運営委員会を中心とした家庭的養育に向けた具体的な取組の検討
- カ. 退所児童へのアフターケア体制の構築
- キ. 必要な福祉人材確保に向けた実習生、ボランティア、インターン等の受け入れ
- ク. スキルの向上及び専門性の獲得に向けた研修会の参加及び園内研修の充実
- ケ. ケアの専門性の向上を目的とした基幹的職員と各種専門職員の確保と養成
- コ. 児童相談所、学校、医療機関等との連携強化
- サ. 施設運営の透明性を目的としたホームページと広報誌の発行
- シ. 大規模災害等に備えた事業継続のための対策の強化

(3) 地域との連携、地域活動への参加

- ア. 子育て短期支援事業の取り組みの充実
- イ. 蘭越町との連携
 - 蘭越町要保護児童対策地域協議会との連携
 - 道立蘭越高校の存続に向けた町教育委員会、蘭越高校との連携
- ウ. 児童家庭支援センターの開設に向けての取り組み。
- エ. 施設の小規模化・多機能化・高機能化に向けた推進計画を検討する。

令和3年度 児童福祉施設 にき保育園 事業計画書

○はじめに

保育所保育指針に基づき心身の健全な育成を図ります。

にき保育園では子どもや保護者に安心して利用される保育サービスの充実に向け、保護者の意見や要望などを聞き取りやすくする体制作りや透明性のある保育運営を目指します。

新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止対策を継続し、仁木町及び小中学校と連携をとりながら保育事業の継続に努めます。

○重点的な取り組み

(1) 保育内容の充実

- ア 保護者や子どもがより安心して利用できる保育を目指し、一人ひとりの発達に寄り添い、保育を受ける子どもの生活を保障する。
- イ 子どもと保育士の良い関係を深め、子どもを尊重した保育の実践を行う。
- ウ 保護者の意見や要望を取り入れた個別支援を行う。
- エ 事故報告、苦情解決報告、ヒヤリハットを職員会議等で報告し、全体周知を強化させ業務上の改善を図り、安心、安全な施設運営に努める。
- オ 教育・保育要領、保育指針に基づき、幼児教育の支援計画をより充実させ、保育所保育と小学校教育の円滑な連携が図れる支援を行う。

(2) 職員の育成と資質向上

- ア 職員一人ひとりが自分の考えを建設的な意見として話し合える環境を作っていく、また個々の特質を生かせるような集団作りをしていく。
- イ 職員の専門性向上に向けた研修を行っていく。
- ウ 職員の意欲向上に努め、業務の見直しと改善、計画有給を推進し職員のリフレッシュを図る福利厚生を充実させる。

(3) 食育

- ア バランスの取れた給食を実施し、食事に対する関心を高め苦手な食べ物を減らせるよう無理なく配慮した支援を行う。
- イ 食物アレルギー児に対応し保護者と連携をとり、誤食等の事故防止に努める。

(4) 地域における公益的な取組

- ア 仁木町の子育て親子が利用できる園庭開放などを企画する。また子育てについての悩みや不安などについても相談に応じていく。
- イ 小学生の生活科学習として保育園体験・施設見学の受け入れや、年長児と小学生が交流を深める学校事業の受け入れを行う。また中学生の職場体験学習として学生の受け入れを行い。地域との交流が深まる事業を継続する。

(5) 児童福祉施設事業の充実計画の推進

- ア 仁木町子育て支援拠点施設整備事業による、保育園、子育て支援拠点、学童保育、児童館などを含む総合施設の建設にあたり、設計をはじめとする協議を仁木町と行い、子育て施設環境の充実を目指す。**

令和3年度 地域子育て支援拠点 おおきな木 事業計画書

○はじめに

家庭で子育てしている親子に対し、育児不安や子育ての孤立を解消するよう積極的に取り組む中で、親同士の出会いと交流の場として、また子ども達が自由に遊び関わりあう場として、地域の親子・家庭・地域社会の交わりを作り出す場としての機能を目指します。

新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止対策に努め、仁木町と協議・連携をとりながら事業を行います。

○重点的な取り組み

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

ア 子育て親子のニーズを把握しながら、遊びや交流などの機会を提供して利用向上につなげる。

イ 戸外活動での親子の交流を深める企画・推進。

(2) 子育て等に関する相談・援助

ア 仁木町保健課や他機関との連携を図りながら、相談援助の充実を図る。

イ 担当職員の技術向上を目的とした研修など学習の機会を設定し、相談援助業務の向上に努める。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

ア 保育園との連携を図りながら保育園での取り組みを知る機会の提供、保育園の見学や一時預かり等の利用についての情報提供を積極的に行う。

(4) 子育て支援に関する講習会等の実施

ア 地域の子育て親子に役立つ講習会の実施を検討する。

イ 新型コロナウイルス感染症防止対策を実施するため、密を避けた講習会として屋外やネットワークなどを利用したりリモート講習会などで開催していく。

(5) 地域における公益的な取組

ア おおきな木の絵本貸出しによる地域貢献を目指した取組を行う。